

2023年度

K 2—2

国 語

2月25日(土) 人文社会科学部 (法学科)  
【前期日程】

16 : 25 ~ 17 : 15

### 注 意 事 項

#### 試験開始前

- 1 監督者の指示があるまで、問題冊子、解答用紙、下書き用紙に手を触れてはいけません。
- 2 監督者の指示に従って、全部の解答用紙(1枚)に受験番号を記入しなさい。

#### 試験開始後

- 3 この問題冊子は、3ページあります。はじめに、問題冊子、解答用紙、下書き用紙を確かめ、枚数の不足や、印刷の不鮮明なもの、ページの落丁・乱丁があった場合は、手をあげて監督者に申し出なさい。
- 4 解答は、すべて解答用紙に記入しなさい。(下書き用紙と間違わないよう十分注意してください。下書き用紙は採点対象となりません。)
- 5 文字数制限のある解答用紙の記入については、下記の点に留意すること。

- ・書き出しは、一マスあけない。
- ・改行したら、最初の一マスをあける。
- ・句読点は、それぞれ一マス使う。行の末尾については文字と同じ一マスに含める。
- ・小さな文字「っ」「ゃ」「ゅ」「ょ」はそれぞれ一マスで使う。
- ・英数字は一マスに2文字入れてよい。

- 6 問題は、声を出して読んではいけません。
- 7 配点は、比率(%)で表示してあります。

#### 試験終了後

- 8 問題冊子と下書き用紙は、必ず持ち帰りなさい。

次の文章は、H・ケルゼン著『法と国家』から一部を抜粋したものである。文章を読んで問題に答えなさい。なお、問題文を記載するにあたっては、原文を一部改めた。(配点四〇%)

国際法の本質は何か。ことばをかえていうと、国際法と呼ばれる諸規則は、すぐれて「法」であると考えられている諸規範、国内法の諸規則と同じ意味で「法」と認められるべきであるか。この疑問に対する答は、法の概念をどう定義するかにかかっている。

法の概念が、政治的な見地からでなしに、科学的な見地から定義せられるべきであるとするれば——すなわち社会関係の考察に当っては、主観的な価値判断が、意識的にも無意識的にも、一役演ずるべきものではないとすれば——、普通に「法」と呼ばれる現象は、他のいろいろな社会現象と同様の一社会現象と認められねばならぬ。概念を定義しようと試みる場合には、いつでも、その概念を示そうとして用いられたことばの普通の意味から出発しなければならぬ。いったい「法」と呼ばれる社会現象は、他の社会諸現象から区別されるべき共通の特色をもっているかどうか、社会生活を合理的に理解するための一つの一般概念を作るだけ十分に顕著な特色をもっているかどうか、をみなければならぬ。この場合、<sup>(注)</sup>思惟経済の理由から、ひとは、「法」ということばの最も包括的な意味から出発しなければならぬ。これは決して、法のもつと狭い概念、普通に法と呼ばれているある種の現象が含まれないような概念、を立ててはならないということの意味しない。しかし、その外延が、だいたいいろいろな用法と一致する概念の方がよい。

上に述べたことを一例をあげて説明しよう。法の概念を定義するのに、社会秩序が法として認められるのは、個人個人——それらの関係をそれが規律しているところの——に対して、ある最少限の人身の自由と、私有財産を所有する可能性とが保障されている場合のみであるとしても、少しも差支えない。ソヴィエト・ロシア、ナチ・ドイツおよびファシスト・イタリアの社会秩序は、一般の用語では、これら諸国の「法」と呼ばれているが、この定義に従うと、たといそれらは、同じように一般の慣例では「法」と呼ばれている民主主義的・資本主義的諸国家の社会秩序と、甚だ顕著な要素を共通にもっているとしても、法とは考えられないことになる。この例はまた、政治的理想が、いかに法の定義に影響を及ぼし得るかということを示している。人身の自由の保障と私有財産の制度とは、民主主義、自由主義の要素である。けれども、いかなる倫理的または政治的な価値判断からも自由な、科学的考察の見地からみれば、自由主義、民主主義は、社会主義、独裁主義と同じように、単に、社会組織の二つの可能な原理に過ぎない。社会科学の見地からは、民主主義、自由主義を、独裁主義、社会主義に優るものとすることも、また、その反対の判断をすることも、不可能である。そのような選択の基礎は、倫理的または政治的価値判断であろうが、それはなんらの科学的性質ももっていない。それであるから、法の概念を、民主主義、自由主義の政治理想に対応する社会秩序に限定することにも、あるいは法の概念から、独裁主義的または社会主義的性質をもった社会秩序を排斥することにも、何らの科学的理由がない。

人身の自由の保障や私有財産の制度は、それ自体としては、法の本質的要素ではない。法を他のどの社会秩序とも区別することのできる標識は、一方では民主主義または自由主義と、他方では独裁主義または社会主義との間にある区別とは何の関係もない。民主主義的、自由主義的なものも法の制度があるし、また同じように、独裁主義的、社会主義的なものも法の制度がある。けれども、これらが将来存在するだろう、あるいは過去から今日にわたって存在していたという場合には、どこでも、またいつでも、これらの法制度はすべて、それらをあらゆる他の社会秩序から区別することのできる共通の特質を示している。この共通の特質だけが、法秩序を、倫理的あるいは宗教的秩序から、決定的に、また明確に、分離することを可能にする唯一の要素なのである。この要素が、社会生活の合理的理解のために根本的な重要性をもった事実をなす。法の本質の探究にとって決定的な標識を定めるといことは、あらゆる点からいって適當である。この標識は何か。

すべての社会秩序の機能——そもそも社会というものは、個人の相互関係を秩序づけることに外ならない——は、個人個人の間に或る相互的な行動をもたらし、彼等に、何かの理由で社会にとつて有害であると思われる一定の行為を避けるようにさせ、また何かの理由で社会に有用であると思われる他の行為を行うようにさせることにある。この目的は、根本的に違う次の二つの方法で達せられるだろう——力の行使を伴うものと伴わないものとの。他人に一定の行為をさせようとするには、他人が、尊敬または愛情から、彼の望みを満してくるだろうという希望をもつて、それを要求するという方法がある。また要求された行為が適当なものであるということとを教えるという方法もある。この場合には、このようにして理解が得られれば、それは、これに対応する行為または不行為の動機となるだろう、という期待があるのである。また模範を示すという方法もある。それはおそらく自発的服従を勝ち得る一番効果的な手段である。これが要求、教訓および模範といった方法であり、教師や聖人は、この社会的手段を示す代表的な人物である。

しかしながら、ある一定の人間行動をもたらすのに、また、これとは全く異なつた方法がある。個人にある一定の行動をさせるのに、もしそれと違う行動をするならば害悪が加えられるであろうといつて、権力者がこれを威嚇する方法である。このようにして加えられる害悪というのは、ひとびとのもつている一定のもの、例えば生命、健康、自由または財産といったものを剥奪するにある。このようにして剥奪することは、当該個人の意志に反しても、必要ならば力を用いても、実行されなければならない。自分の行為が規律の対象とされている個人は、このようにして加えられるであろう害悪を避けるために、望ましくないとされた行為をつつしめ、望ましいとされた行為を実行するであろうといふことが、当然予想されている。加えられるであろう害悪は、制裁と呼ばれる。それは強制手段である。何故なら、それは、その秩序に服している人々の意志に反して、必要ならば力を用いても、実行されるからである。力の使用は、制裁の適用が抵抗に出会つた場合にのみ行われる。そういうことは制裁を行う権力者が十分な力をもっている場合にはほとんどまれにしか起らない。望ましいとされる個人の行動を、制裁の実行によつて実現させようとする社会秩序は、制裁として強制の手段を設けているとい

う意味で、強制秩序と呼ばれる。そのようなものとして、それは、自発的服従に基く他の一切の社会秩序と極めて鋭い対照をなしている。かくして、社会生活にとつての基本的な対照——自由と強制とのそれ——が、この種の秩序にとつて決定的な標識を提供する。それが「法」の標識である、何故なら法はこのような強制秩序であるから。

〔出典 H・ケルゼン著『法と国家』鶴飼信成訳、東京大学出版会、一九六九年、三一八頁。〕

(注) 思惟経済 多くの事実を少ない概念で説明すること。

問題 傍線部(三頁)について、「法」の標識とはいかなるものかを本文の内容を踏まえて、具体例を交えつつ、四〇〇字以上五〇〇字以内で説明しなさい。

## 採点・評価基準（具体的基準）

教科・科目名	国語（前期日程試験：令和5年度）	問題番号	K2-2
対象学部・学科 （課程）等	人文社会科学部（法学科）		
出題のねらい	傍線部の内容を具体的に説明させることによって、思考力、文章の読解力及び言語表現力を問うとともに、具体例を挙げさせることによって、社会への関心や主体性を把握することをねらいとしている。		
採点基準	<p>①傍線部に関して、「法」の標識とはいかなるものかを、課題文から読み取り、具体的な例などを用いて説明できていること。</p> <p>②論述の説得性があること。</p> <p>③文章全体に整合性があること。</p> <p>④誤字、脱字、文法上の誤りがないこと。</p>		